

下水道で
清潔環境
を実現

下水道事業受益者 負担金について

道路や公園のような公共施設は、誰でも利用できますが、下水道は、下水道施設が整備された地域に住む人しか利用することができません。

このように、限られた人たちだけが利用する下水道施設の整備費用を、国の補助金や税金によってのみ賄うことは、下水道施設を利用できない人たちにとって「公平な負担」とは言えません。

そのため、都市計画法第75条の規定に基づき、都市計画事業（公共下水道事業）の実施にあたり、当該事業に要する経費（下水道施設の整備費用）の一部を、その事業の利益を受ける方に1度限り負担していただくのが受益者負担金です。

Q. 受益者負担金の額はいくらですか？

A. 対象となる土地の面積 **1㎡あたり 430円**です。

Q. どんな土地が受益者負担金の対象となりますか？

A. 下水道が整備される **区域内の全ての土地**（住宅、店舗、病院、工場、田、畑、山林、寺社、官公庁、学校等の全ての土地）が**対象**となります。

Q. 受益者負担金は誰が納めるのですか？

A. 受益者負担金を納めていただくのは、下水道が整備される **区域内に土地を所有している方**です。ただし、地上権、質権、賃借権または使用貸借権の目的となっている土地は、**所有者と権利者との話し合いで決められた方**が受益者となります。その場合、継続的な使用ができない一時使用（工事のための一時的資材置場や仮事務所等）の目的となっている土地は、その所有者が受益者となります。
また、借家人は、受益者とはなりません。

Q. 受益者負担金の申告ってなんですか？

A. 受益者負担金を納めていただく方や所有する土地の面積などを確定させるために、申告していただく手続です。

年度当初に賦課対象となる区域を告示^{*}して、その区域内の土地所有者を対象として送付する **下水道事業受益者申告書**により、定められた期日までに申告してください。土地の所有者以外に権利者がある場合は、その方も連署してください。納付方法（分割、一括）も忘れずに指定してください。

申告がない場合は、町の調査によって土地所有者に認定賦課することになります。

^{*}「告示」…広く一般にお知らせすること。具体的には、役場の告示板に貼り出すことをいいます。

裏面に続きます →



◎ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

北方町役場 上下水道課 ☎058-323-1112

Q. 分割納付中に土地を売買したのですが受益者負担金はどうなりますか？

A. 納期の途中で土地所有者や権利者に変更があった場合は、すみやかに**下水道事業受益者変更届を提出**してください。新たに受益者となった方は、次の納期に係る受益者負担金から負担していただくこととなります。

なお、下水道事業受益者変更届の提出がない場合は、土地所有者や権利者に変更があっても、賦課年度において決定された受益者にご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

Q. 北方町に住んでいないため受益者負担金の手続や納付ができません。どうすればいいですか？

A. 受益者が、北方町内に住所、居所または事務所等がない場合は、納付管理人を定めて諸手続や納付を行うことができます。

納付管理人を指定する場合は、**下水道事業受益者負担金納付管理人届を提出**してください。以後、納付管理人が全ての手続を行うこととなります。

Q. 対象の土地を貸しており、公共施設が建っているのですが、受益者負担金を納める必要がありますか？

A. 受益者負担金は一律に賦課されますが、土地の用途によっては、減免措置を受けることができます。減免できる用途については、町の担当者にお尋ねください。

Q. 対象の土地で農業をしており、下水道を利用する予定がないのですが、受益者負担金を納める必要がありますか？

A. 対象の土地の地目が農地で、現在耕作をしていて現況が農地である場合、賦課された**受益者負担金の徴収を一定の期間猶予**することができます。徴収猶予を受けることができるのは、農地（地目、現況とも）、宅地内の農地（100㎡以上の面積があること）である場合です。

徴収猶予を受ける場合は、**下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書を提出**してください。また、徴収猶予期間中に、売買などによって土地の用途を変更するなど状況が変化した場合は、すみやかに**下水道事業受益者負担金減免消滅届を提出**しなくてはなりません。

Q. 事情があって生活が困窮しており、受益者負担金を納める余裕がないのですが、どうすればいいですか？

A. 災害や火災、盗難、疾病等の理由により負担金を納めることが難しい状況にあると認められる場合も徴収猶予を受けられることがあります。理由や期間がそれぞれ異なりますので、町の担当者にお尋ねください。



下水道事業へのご理解、ご協力をお願いします